

緊急事態宣言の解除に伴うお知らせ

新型コロナウイルスの感染防止対策にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

大阪府には新型インフルエンザ等対策特別特措法第 32 条に基づく緊急事態宣言【8月2日（月）から9月30日（木）まで】が発出されておりますが、このたび解除されることとなりました。

しかし、緊急事態宣言解除後も、新規陽性者数をさらに減少させ、医療のひっ迫を最大限改善させるとともに、早期のリバウンドを避けるため、段階的に対応していく必要があることから、大阪市等における施設の営業時間短縮の協力要請等が一部継続することが決定されました。

この決定を受けまして、淀川区民センターも10月1日（金）以降も、開館時間を21時までに短縮する運営を継続いたします。

10月1日（金）から10月31日（日）まで

・継続する対応

- * 開館時間を21時までに短縮（通常時の開館時間は21時30分まで）
- * 入場者の整理誘導・「マスクの着用」「手洗い」「換気」「消毒」「人と人の距離の確保」など適切な感染症対策の実施

・緩和する対応

- * 大声での歓声・声援なしの場合は収容定員までの参加を認め、大声での歓声・応援がある場合は収容定員の50%以下とする。

※今後の新型コロナウイルスの感染状況を受け、運営を変更する場合もあり、その際には改めてお知らせいたします。

★皆様には今後とも、感染症拡大防止に何卒ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。